平成２１年（フ）第８７８号
千葉県市原市姉崎829番地９
債務者　成田雄二こと　成　　雄二
１　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８７９号
千葉県市原市姉崎829番地９
債務者　田久保春奈
１　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８９０号
千葉市中央区村田町174－１　メゾンベール201、住民票上の住所千葉市稲毛区小中台町649番地
債務者　米倉　和樹
１　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９０９号
千葉市緑区おゆみ野南１丁目３番地４　ラ・バンリューおゆみ野103号
債務者　小野寺香織（旧姓宮下）
１　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９１７号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番３棟402号
債務者　福本　敏章
１　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９２９号
千葉県船橋市習志野台２丁目25番２号　ジョワージファミーユ205号
債務者　西内　美和
１　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４７号
山梨県富士吉田市下吉田830番地　柏荘１階８号室
債務者　澤田修太郎
１　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第５０号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3607番地９
債務者　青田　　昇
１　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時５分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第５１号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津5011番地17
債務者　久根　　都
１　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
長野県松本市桐３丁目２番35号
債務者　石田　尚和
１　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２５４号
長野県松本市寿北７丁目23番Ａ－403号、前住所長野県松本市寿北９丁目６番11号
債務者　小澤　　馨
１　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２６９号
長野県塩尻市大字広丘吉田2902番地151　ササキビル３Ｆ
債務者　向坂　　慎
１　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第７４号
岐阜県高山市石浦町６丁目141番地
債務者　中田　恵子
１　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第７８号
岐阜県高山市初田町３丁目40番地　滝アパート２号
債務者　宮代　　正
１　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
三重県四日市市御薗町２丁目68－２
債務者　小堀　康孝
１　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
三重県桑名市長島町押付字三番縄41－３、住民票上の住所名古屋市守山区四軒家２丁目419番地
債務者　美濃　国彦
１　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
三重県桑名市筒尾７丁目８番地５　エストポンディエールＡ棟203号
債務者　小林　修文
１　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係